

目次

北海道運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	10
3 自動車の保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	18
5 自動車の検査制度	22
6 整備工場の認証制度	30
7 指定制度（工場関係）	40
8 指定制度（検査員関係）	51
9 指定制度（保安基準適合証関係）	53
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	74

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	79
2 自動車の装置一般	87
3 自動車の車体関係	93
4 自動車の室内関係	100
5 自動車の騒音・排ガス関係	109
6 自動車の灯火関係	112
7 警音器・後写鏡・速度計 他	128
8 テスタ等による機能維持確認	136

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	150
2 過去出題例と解説	152

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回問題	194
2 令和5年度 第2回問題	204
3 令和4年度 第1回問題	214
4 令和4年度 第2回問題	223
5 令和3年度 第1回問題	232
6 令和3年度 第2回問題	240

第5章 暗記ノート

1 車両法	249
2 保安基準	258

《法令の改正》

- ◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和5年9月1日
国土交通省令第66号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

本書の使い方

本書は、北海道運輸局において令和元年度から令和5年度までに行われた5年間（合計9回分）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

- 第1章 車両法（10区分）
- 第2章 保安基準（8区分）
- 第3章 計算問題（4年：7回分）
- 第4章 年度別試験問題（3年：6回分）
- 第5章 暗記ノート（車両法・保安基準）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ① ○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ② 選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③ 単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題であることを示します。[R5.1/R4.1]の場合は、令和5年度第1回と令和4年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和6年3月時点の法令を基準としています。

[R5.1編]など「編」と記載があるものは、類似問題を編集部で一つの問題にまとめたことを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令があります。本書では「審査事務規程」を取り上げていますが、必要に応じて「細目告示」を取り上げている箇所もあります。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和5年から過去3年（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、北海道運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和6年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和6年5月 編集担当：須藤

◎法令改正について：基本的に令和6年3月時点での法令に対応しています。

従って、3月以降の法令改正については、御注意下さい。

◎訂正について：本書に訂正が生じた場合、弊社ホームページに訂正内容を掲載しています。

お手数ですがそちらをご確認下さい。



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの
訂正ページ⇒該当する局の訂正を確認



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの案内
ページ⇒該当する局を選ぶ⇒訂正を確認

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
自賠法施行規則	自動車損害賠償保障法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と 自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と 自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適再交付の取扱い	保安基準適合証等の再交付の取扱いについて
校正の取扱い	自動車検査用機械器具の校正の取扱いについて（通達）
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて （依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱い
光吸収係数の 測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値 記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に 係る取扱いについて

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別	8
4. 自動車の種別の内容	9

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	10
2. 自動車登録番号標の封印	10
3. 封印の取り付け	11
4. 変更登録	11
5. 移転登録	11
6. 一時抹消登録	12
7. 自動車登録番号標と車両番号標の表示の義務	12
8. 登録事項等証明書	13
9. 打刻の塗まつ等の禁止	13
10. 臨時運行許可番号標と許可証の表示	14

3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	18
2. 定期点検整備（法令）	18
3. 定期点検整備（点検内容）	19
4. 点検整備記録簿	20
5. 整備命令	21

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 新規検査	22
3. 自動車検査証の有効期間	22
4. 自動車検査証の有効期間（起算日）	24
5. 継続検査	25
6. 自動車検査証の備付け及び検査標章の表示	26
7. 検査標章の表示方法	26
8. 自動車検査証の記録事項の変更 及び構造等変更検査	27
9. 自動車検査証及び検査標章の再交付	27
10. 予備検査	27
11. 限定自動車検査証	28
12. 自動車部品を装着した場合の取扱い	28

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	30
2. 認証基準	30
3. 特定整備事業者の変更届	33
4. 特定整備の定義	33
5. 標識	35
6. 電子制御装置整備の外注	35
7. 特定整備事業者の義務	36
8. 特定整備記録簿	36
9. 設備の維持	37

10. 特定整備事業者の遵守事項	38
11. 整備主任者	39

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	40
2. 指定自動車整備事業の指定	40
3. 対象自動車の指定	41
4. 管理組織の基準（工員、設備等）	42
5. 管理組織の基準（要員の解釈）	43
6. 設備及び技術の基準（作業場）	45
7. 自動車の検査の設備	47
8. 検査設備の共用	49
9. 設備の維持	49
10. 検査用機器の校正	50

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	51
2. 自動車検査員の兼任	51
3. 自動車検査員の解任	52
4. 自動車検査員の研修	52

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	53
2. 指定事業者による点検の基準	54
3. 自動車検査員による証明	55
4. 自動車検査員による検査	56
5. 自動車検査員の服務	58
6. 自動車検査員の作業区分	58
7. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録を受けた自動車の取扱い）	59
8. 保安基準適合証等の有効期間	60
9. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い	61
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	61
11. 保安基準適合証等の取扱い（適合標章の表示）	63
12. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	64
13. 電磁的方法による保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	65
14. 保安基準適合証等の取扱い （最終検査申請日）	66
15. 自賠償保険証明書の備付け	72
16. 自賠償保険証明書の提示	73
17. 限定保安基準適合証	73

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	74
2. 指定整備記録簿の記載要領	75
3. 指定整備事業者の罰則の適用	76
4. 指定整備事業者の変更届	76
5. 不正使用等の禁止	77
6. 不正改造の禁止	77

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (①) 及び公害の防止その他の (②) 並びに整備についての (③) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(④) を増進することを目的とする。[R5.2編/R5.1編]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての (①) の向上を図り、併せて自動車の (②) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑3. この法律は、(①) に関し、(②) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (③) その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (①) の防止その他の環境の保全並びに整備についての (②) の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (②) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑6. 法は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[R2.1]
- ☑7. 法は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (②) 事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに (②) 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.1]

◎正解 1…①安全性の確保/②環境の保全/③技術の向上/④公共の福祉：2…①技術/②整備事業：
3…①道路運送車両/②所有権/③公害の防止：4…①公害/②技術：5…①所有権/②公害：
6…①所有権/②公共の福祉：7…①所有権/②整備：8…①所有権/②安全性の確保

[関係法令]

◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

- 1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

第2章 保安基準

★運輸局施行の検査員教習修了試問では〔自動車の製作年月日〕を、平成27年4月1日に設定して出題しています。そのため、本書でも準用して編集しています。（一部の問題を除く）。

★なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	79
2. 不適切な補修等	80
3. 備考欄	81
4. 長さ、幅及び高さ	81
5. 最低地上高	83
6. 車両総重量・軸重・輪荷重	84
7. 安定性	85
8. 最小回転半径	86

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	87
2. 速度抑制装置	87
3. 走行装置	88
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	88
5. 操縦装置	89
6. かじ取装置	89
7. 施錠装置	90
8. 制動装置	91
9. 緩衝装置	92
10. 燃料装置	92

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（外形・形状）	93
2. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	95
3. 車体表示	96
4. 巻込防止装置	96
5. 突入防止装置	98
6. 前部潜り込み防止装置	99

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	100
2. 運転者席	100
3. 座席	101
4. 座席ベルト非装着時警報装置	102
5. 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	103
6. 通路	103
7. 乗降口	104
8. 非常口	104
9. 物品積載装置	105
10. 窓ガラス（性能）	105
11. 窓ガラス（貼付物等）	106

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置	109
2. 排気管	110

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	112
2. すれ違い用前照灯	113
3. 前部霧灯	114
4. 側方照射灯	115
5. 車幅灯	115

6. 昼間走行灯	116
7. 前部反射器	117
8. 側方灯・側方反射器	117
9. 番号灯	118
10. 尾灯	119
11. 後部霧灯	119
12. 後部反射器	120
13. 大型後部反射器	120
14. 制動灯	122
15. 補助制動灯	123
16. 後退灯	124
17. 方向指示器	124
18. その他の灯火等の制限	125

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	128
2. 非常信号用具	128
3. 後写鏡	128
4. 直前及び側方の視界	129
5. 後退時車両直後確認装置	131
6. 窓ふき器等	131
7. 速度計等	132
8. 消火器	132
9. 運行記録計	133
10. 緊急自動車	133
11. 道路維持作業用自動車	133
12. 自主防犯活動用自動車	134
13. 危険物を運送する自動車	134
14. 乗車定員	135
15. 基準の緩和	135

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態	136
2. 窓ガラスの透過率	136
3. 近接排気騒音の大きさ	137
4. 近接排気騒音の測定方法	139
5. CO・HCの濃度	141
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度	142
7. 光吸収係数の測定方法	143
8. 走行用前照灯の明るさ及び照射方向	145
9. すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向	146
10. 灯火の灯光の色	148
11. 警音器の音の大きさ	148
12. 速度計の指度の誤差	149

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 測定した自動車の寸法が長さ469.5cm、幅170.9cm、高さ200.3cmだったので、自動車の種別を小型自動車と判断した。[R3.1]
- ☑2. 運転者1名乗車した状態であり、積載物品の総量が50kg以内だったため審査時車両状態として判断した。[R2.1]
- ☑3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していたが審査時車両状態として判断した。[R1.2]
- ☑4. 「セミトレーラ」とは、柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。[R3.1]
- ☑5. 「検査時車両状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R4.1]

◎正解 1…○ (1cm未満は切り捨て) : 2…× (物品の積載は否) :
3…× : 4…× (設問の内容はポールトレーラ) : 5…× (設問の内容は積車状態)

[関係法令]

◆審査規程◆1-3 用語の定義(抜粋)

この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
く	空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略]
こ	小型自動車	四輪以上の自動車及び被牽引自動車であって、自動車の大きさが長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下のもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車〔軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。〕)にあつては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る。)[一部抜粋]
し	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。[一部抜粋] ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態(被牽引車にあつては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車と連結した状態)であること。 ③原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
せ	積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。
	セミトレーラ	前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
ほ	ポールトレーラ	柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車に牽引される構造の被牽引自動車をいう。

◆細目告示◆第2条 定義等

7 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、運転者1名が乗車した牽引自動車と上昇している車軸を強制的に下降させた状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。

◆審査規程◆5-3-11 長さ、幅及び高さ

(1) 長さ、幅及び高さは、7-2-1 (2) により計測した数値〔1cm未満は切り捨て〕とするものとする。

2 不適切な補修等

[過去出題例]

- ☑1. 緊急自動車として指定を受けていない普通貨物自動車に、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備え付けられていたが、配線と電球はすべて外されており点灯しない状態であったので適合と判断した。[R3.2]
- ☑2. 道路維持作業用自動車として指定を受けていない普通貨物自動車に黄色回転灯が備え付けられていたが、配線と電球はすべて外されていたので適合と判断した。[R5.1/R1.1]

◎正解 1…×（灯火器本体の取外しが必要）：
2…×（道路維持作業用自動車は緊急自動車に該当しないが、黄色回転灯は、「緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む）」に該当する）

[関係法令]

◆審査規程◆4-4 不適切な補修等 [要約]

[保安基準に適合しないもの] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け

- ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
- ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
- オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
- カ. 7-41（8-41）[運転者席]に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

②装置又は部品の取外し

- ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの
▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
- イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
- ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③装置又は部品の補修

- ア. 粘着テープ類（*4）、ロープ類又は針金類による補修
- イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの

1. ブレーキ制動力

- 1. 制動力の単位 150
- 2. 制動力の判定基準値 150

2. 過去出題例と解説

- 1. 令和5年度 第1回問題 152
- 2. 令和5年度 第2回問題 158
- 3. 令和4年度 第1回問題 164
- 4. 令和4年度 第2回問題 170
- 5. 令和3年度 第1回問題 176
- 6. 令和3年度 第2回問題 182
- 7. 令和2年度 第1回問題 188

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1kgfは、1kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1Nは、1kgの質量をもつ物体に1m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1kgf = 1kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程 第9章 テスタ等による機能維持確認の[9-3 制動装置の性能及び制動能力(ブレーキ・テスト)]では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

	項目	計量単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を40%に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
		kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。

6 令和3年度 第2回問題

【1】 ブレーキ・テストの指示がkgfの問題

次の〔A〕表の諸元の普通貨物自動車について、ブレーキテストを用いて制動力を計測したところ、〔B〕表の結果を得た。

この自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、〔C〕表の数値欄（ア）～（オ）の数値及び計算式を記入しなさい。

また、〔C〕表の基準値欄の（カ）～（コ）には、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程で示されている基準値を記入するとともに、（ア）～（オ）の数値について、保安基準の適合性を判定し、「合」・「否」のいずれかに○を付けなさい。

なお、測定時のブレーキ・テストローラは乾燥状態で、各輪ともロックせずに制動力を測定したものである。

〔A〕表

最高速度		150km/h
車両重量	前軸重	800kg
	後軸重	600kg
乗車定員		2人

〔B〕表

主制動力	前輪	左	300kgf
		右	270kgf
	後輪	左	180kgf
		右	100kgf
駐車ブレーキの制動力		左	200kgf
		右	150kgf

〔C〕表

項目		数値	基準値	判定	
主制動力	前輪	審査時車両状態における前軸重に対する前輪左右差の割合	(ア) %	(カ) %以下	合・否
	後輪	審査時車両状態における後軸重に対する後輪左右差の割合	(イ) %	(キ) %以下	合・否
		審査時車両状態における後軸重に対する後輪制動力の割合	(ウ) %	(ク) %以上	合・否
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合	(エ) %	(ケ) %以上	合・否
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合		(オ) %	(コ) %以上	合・否	

注意事項：（ア）～（オ）の答えは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めなさい。

【2】 ブレーキ・テストの指示がN（ニュートン）の問題

次の〔A〕表の諸元の普通貨物自動車について、ブレーキテストを用いて制動力を計測したところ、〔B〕表の結果を得た。

この自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、〔C〕表の数値欄（ア）～（オ）の数値及び計算式を記入しなさい。

また、〔C〕表の基準値欄の（カ）～（コ）には、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程で示されている基準値を記入するとともに、（ア）～（オ）の数値について、保安基準の適合性を判定し、「合」・「否」のいずれかに○を付けなさい。

なお、測定時のブレーキ・テストローラは乾燥状態で、各輪ともロックせずに制動力を測定したものである。

〔A〕表

最高速度		150km/h
車両重量	前軸重	800kg
	後軸重	600kg
乗車定員		2人

〔B〕表

主制動力	前輪	左	2940N
		右	2650N
	後輪	左	1760N
		右	980N
駐車ブレーキの制動力		左	1960N
		右	1470N

〔C〕表

項目		数値	基準値	判定	
主制動力	前輪	審査時車両状態における前軸重に対する前輪左右差の割合	(ア) N/kg	(カ) N/kg以下	合・否
	後輪	審査時車両状態における後軸重に対する後輪左右差の割合	(イ) N/kg	(キ) N/kg以下	合・否
		審査時車両状態における後軸重に対する後輪制動力の割合	(ウ) N/kg	(ク) N/kg以上	合・否
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合	(エ) N/kg	(ケ) N/kg以上	合・否
		審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合	(オ) N/kg	(コ) N/kg以上	合・否

注意事項：(ア)～(オ)の答えは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めなさい。

解説

【1】ブレーキ・テストの指示がkgfの問題

ア. 審査時車両状態における前軸重に対する前輪左右差の割合

①制動力の前輪左右差は、〔B〕表より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前輪左右差} = \text{主制動力 (前輪 左} - \text{右)} = 300\text{kgf} - 270\text{kgf} = 30\text{kgf}$$

②審査時車両状態における前軸重は、〔A〕表及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量 (前軸重)} + 55\text{kg} = 800\text{kg} + 55\text{kg} = 855\text{kg}$$

③以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する前輪左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{ア} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{30\text{kgf}}{855\text{kg}} \times 100 = 3.50\cdots\%$$

④設問の指示により、計算値の小数点第2位を四捨五入し、第1位まで求める。この場合、小数点第2位は「0」であり、これを四捨五入すると、アの数値は「3.5%」となる。

カの基準値は「8%以下」であり、合否の判定は「合」となる。

解答欄（公論出版社による模範解答の例・以下同じ）

アの計算式	$\frac{300 - 270}{800 + 55} \times 100 = 3.50 \div 3.5$				
アの数値	3.5%	カの基準値	8%以下	判定	合

第4章 年度別試験問題

年度別試験問題

1. 令和5年度 第1回問題	194	4. 令和4年度 第2回問題	223
2. 令和5年度 第2回問題	204	5. 令和3年度 第1回問題	232
3. 令和4年度 第1回問題	214	6. 令和3年度 第2回問題	240

1 令和5年度 第1回問題

【1】 次の各々の文は、道路運送車両法に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句を選択枠から選び記号（ア～ム）で記入しなさい。なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。

- 道路運送車両法において「自動車」とは、(①)により(②)を移動させることを目的として製作した(③)で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(②)を移動させることを目的として製作した(③)であって、原動機付自転車以外のものをいう。
- 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び(④)並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
- 保安基準は、道路運送車両の構造及び装置が(⑤)に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に(⑥)を与えないことを確保するものでなければならない。
- 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を(⑦)しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う(⑧)を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより(⑨)を表示しなければならない、運行の用に供してはならない。
- 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の(⑩)、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

ア：工具	イ：検査標章	ウ：継続検査	エ：電動機
オ：発行	カ：構造	キ：地上	ク：変更
ケ：影響	コ：運行	サ：構造等変更検査	シ：陸上
ス：使用	セ：利用	ソ：損害	タ：改造
チ：改修	ト：標章	ナ：器具	ニ：用具
ネ：原動機	ノ：整備命令標章	ハ：保安基準適合標章	ヒ：機器
フ：危害	ホ：路面	ミ：走行	ム：新規検査

【2】 次の各々の文は、道路運送車両法及び同法施行規則に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句を記入しなさい。

- この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、(③)のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

6 令和3年度 第2回問題

【1】 次の各々の文は、道路運送車両法及び同法施行規則に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句又は数字を選択枠から選び記号（ア～ム）で記入しなさい。なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で「自動車」とは、(③)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(④)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. 何人も、自動車の(⑤)又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他(⑤)又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、(⑥)のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条（職権による打刻等）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
4. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
 - (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) (⑦)
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに(⑧)を乗じて得た重量の総和をいう。）
 - (4) 車輪にかかる重量
 - (5) 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
 - (6) 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
 - (7) 最大安定傾斜角度
 - (8) 最小回転半径
 - (9) 接地部及び接地圧
5. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては(⑨)とする。

（初めて交付する場合を除く）

「国土交通省令で定める自家用自動車」は、次に掲げる自動車とする。

 - (1) 乗車定員11人以上の自家用自動車
 - (2) 専ら(⑩)の運送を目的とする自家用自動車
 - (3) 施行規則第31条の3第2号の許可に係る自家用自動車

ア：1年	イ：2年	ウ：3年	エ：公害	オ：災害
カ：事故	キ：技術	ク：教育	ケ：賃金	コ：幼児
サ：乗用	シ：貨物	ス：旅客	セ：整備	ソ：販売
タ：廃車	チ：車台番号	ト：登録番号	ナ：商品番号	ニ：動力伝達装置
ネ：原動機	ノ：走行装置	ハ：車体の形状	ヒ：最低地上高	
フ：最大積載量	ホ：乗車定員	ミ：移動	ム：牽引	

【2】 次の各々の文は、道路運送車両法及び同法施行規則に規定されている事項について述べたものです。各文の（ ）の中に該当する適切な字句又は数字を記入しなさい。

1. 道路運送車両法に規定する（①）自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（②）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
2. 自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の左側の取付け箇所国土交通大臣の行う（③）の取付けを受けなければならない。
3. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、（④）の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から（⑤）日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

【3】 次の各々の文について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令及び通達等に照らして判断し、適切なものには「○」を、不適切なものには「×」を記入しなさい。

1. 自動車特定整備事業者が記載する特定整備記録簿には認証番号を記載しなければならない。
2. 法第49条第2項の特定整備とは、分解整備又は電子制御装置整備に該当するものをいう。
3. 整備主任者は、他の事業場の整備主任者を兼任することができない。
4. 車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車運送事業の用に供する自動車は、12ヶ月ごとにスペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部の緩み及び損傷を点検しなければならない。[改]
5. 指定自動車整備事業者は、設備（自動車の検査の設備を含む。）、技術及び管理組織を法第94条の2第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。
6. 自動車検査員は、位置その他について指定自動車整備事業規則で定める要件を備えていれば、他の指定自動車整備事業者の事業場の自動車検査員となることができる。
7. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の検査（完成検査）をした日から15日間である。
8. 新規検査に際し、一時抹消登録を受けた小型貨物自動車（最大積載量1トン、車体の形状バン）であって、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該自動車は国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
9. 指定整備記録簿は、自動車検査証の有効期間が1年の自動車にあっては、その記載の日から1年間、有効期間が2年の自動車にあっては、その記載の日から2年間保存しなければならない。
10. 自動車検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
11. 紙の保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合には、不正使用されないよう記載面を朱抹し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を適合証綴りから切り離して保存する。
12. 指定自動車整備事業者が備える自動車検査用機械器具の校正は、当該機械器具の備え付け又は前回の校正の日から2年以内に行わなければならない。
13. 指定自動車整備事業場の工員数は4人以上であること。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には5人以上でなければならない。
14. ラジエータ・キャップ・テストは、指定自動車整備事業場に備え付けなければならない。

1 車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【①】に関し、【②】についての公証等を行い、並びに【③】の確保及び【④】の防止その他の【⑤】の保全並びに【⑥】についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の【⑦】な発達に資することにより、【⑧】を増進することを目的とする。

- 1. ①道路運送車両
②所有権
③安全性
④公害 ⑤環境
⑥整備 ⑦健全
⑧公共の福祉

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、【①】及び軽車両をいう。

- 2. ①原動機付自転車

3. この法律で「自動車」とは、【①】により【②】を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより【③】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

- 3. ①原動機
②陸上
③牽引

(自動車の種別)

4. この法律に規定する【①】、小型自動車、【②】、【③】自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【④】及び構造並びに原動機の種類及び【⑤】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- 4. ①普通自動車
②軽自動車
③大型特殊
④大きさ
⑤総排気量

(登録の一般的効力)

5. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に【②】を受けたものでなければ、これを【③】の用に供してはならない。

- 5. ①登録ファイル
②登録
③運行

(自動車登録番号標の封印等)

6. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録【①】は、これを取り外してはならない。ただし、【②】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- 6. ①番号標
②整備

(封印)

7. 封印の取りつけは、自動車の【①】に取りつけた自動車登録番号標の【②】の取りつけ箇所に行うものとする。

- 7. ①後面
②左側

(変更登録)

8. 自動車の【①】は、登録されている型式、【②】、原動機の型式、【①】の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【③】日以内に、国土交通大臣の行う【④】の申請をしなければならない。

- 8. ①所有者
②車台番号
③15
④変更登録

(移転登録)

9. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【①】日以内に、国土交通大臣の行う【②】の申請をしなければならない。

- 9. ①15
②移転登録